

告 示

埼玉県告示第千九十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、和光市から和光市の区域内において行われる和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和五年十月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

- 埼玉県環境部環境政策課
- 埼玉県中央環境管理事務所
- 埼玉県西部環境管理事務所
- 和光市都市整備部都市整備課
- さいたま市環境局環境共生部環境対策課
- 戸田市環境経済部環境課
- 朝霞市都市建設部まちづくり推進課
- 東京都板橋区資源環境部環境政策課
- 東京都練馬区環境部環境課

二 縦覧の期間

令和五年十月六日（金）から令和五年十月二十日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）